

学校感染症に伴う出席停止について

大阪府立枚方支援学校

下表の学校感染症に罹患しますと、出席停止になります。出席停止後登校する際には、下欄「登校許可報告書」が必要となりますので、必要時に記入・押印のうえ担任までご提出ください。

	疾病名	出席停止期間
第1種	学校保健安全法施行規則 第18条第1種に記載されているもの	治癒するまで
第2種	インフルエンザ (鳥インフルエンザH5N1を除く)	発症した後5日を経過し、 かつ解熱した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、 かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な 抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺・顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹(ふうしん)	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	全ての発疹が痂皮化(かさぶた化)するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において、 感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種	コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌 感染症・腸チフス・パラチフス 流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎など その他の感染症*	病状により学校医その他の医師において、 感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症*	

*第3種の感染症に分類されている「その他の感染症」は、学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐため、必要があれば、校長が学校医の意見を聞き、第3種の感染症としての措置をとることができる疾患です。出席停止の指示をするかどうかは、感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生・流行の態様等を考慮の上判断します。

-----キ-リ-ト-リ-----
登校許可報告書

令和 年 月 日 () から 月 日 () まで

(病名:) にて欠席しました。

(病院名:) 病院の

(医師名:) 医師により登校の許可が得ましたので報告します。

令和 年 月 日

部 年 組 児童生徒名 _____

保護者名 _____ (印)